小田原市立病院新病院患者給食調理業務公募型プロポーザル実施要領

1 要旨

本実施要領は、小田原市立病院新病院患者給食調理業務の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

小田原市立病院新病院患者給食調理業務

(2) 業務期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)9月30日まで

ア 開院準備期間

令和8年(2026年)4月1日から同年5月開院日前日まで

イ 開院後期間

令和8年(2026年)5月開院日から令和11年(2029年)9月30日まで

(3) 業務場所

小田原市立病院新病院(名称:小田原市立総合医療センター) 小田原市久野 46 番地

(4) 業務内容

「小田原市立病院新病院患者給食調理業務内容説明書」(別紙)のとおり 仕様書は、公募型プロポーザル方式で選定した優先交渉権者と協議調整を行った 上で確定することとする。

(5) 担当事務局(問合せ・書類等提出先)

小田原市立病院 病院管理局 経営管理課 用度施設係

〒250-8558 小田原市久野 46 番地

電話番号:0465-34-3175 (内線3608)

FAX番号: 0 4 6 5 - 3 4 - 3 1 7 9

メールアドレス: ke-yodo@city.odawara.kanagawa.jp

3 事業費上限額

721,600,000円

(消費税及び地方消費税を含む。業務期間3年6箇月間の総額)

内訳 令和8年度 193,600,000円

令和9年度 211,200,000円

令和10年度 211,200,000円

令和11年度 105,600,000円

4 スケジュール

内 容	日 程
公告日	令和 7 年10月10日(金)
実施要領等の配布	令和 7 年10月10日(金)
質疑書の受付期限	令和 7 年10月15日(水)午後5時(必着)
質疑書への回答	令和 7 年10月16日(木)予定
参加申込書等の提出期限	令和 7 年10月20日(月)午後5時(必着)
参加資格の有無の通知	令和 7 年10月21日(火)
参考資料の配布	令和 7 年10月21日(月)
企画提案書等の提出期限	令和 7 年10月27日(金)午後5時(必着)
プレゼンテーション・審査 (非公開)	令和 7 年10月31日(金)予定
審査結果通知の送付・公表	令和 7 年11月5日(水)予定
契約の締結	令和 7 年11月上旬予定

5 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)第5条の規定に該当する 者であること。
- (2) 参加申込書等の提出期限から候補者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 小田原市立病院新病院患者給食調理業務審査委員会の委員、委員の配偶者又は委

員の3親等内の親族が経営又は運営に関与していない者であること。

- (5) 令和7年度及び令和8年度小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「給食業務委託」に登録されていること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- (6) 一般財団法人医療関連サービス振興会の認定事業者業種「患者等給食」に認定されていること。
- (7) 許可病床数200床以上の病院における本業務と同種の業務において、過去5年 以内(令和2年度から令和6年度末まで)に同一病院で連続して3年以上の受託実 績を有すること。
- (8) 過去2年以内に神奈川県内で病院患者給食において食中毒を発生させていないこと。
- (9) 所要の資格等を網羅した業務従事者を用い、本業務を確実に遂行させることができる者であること。
- (10) 受注業務の遂行が困難となった場合の業務代行保証制度へ加入し、受託する全ての業務を代行できる代行保証体制があること。
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (12) 小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号)第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (13) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 6 参加申込等の提出に係る手続について
 - (1) 提出書類

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。

番号	書類	備考

1	参加申込書 (様式1)	・代表者印を押印すること。
2	誓約書 (様式2)	・代表者印を押印すること。
3	会社概要調書	・欄内に記入しきれない場合は別紙での提出も可
	(様式3)	・直近の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計
		算書を添付すること。
		・資格や認定の登録状況(例:医療関連サービスマーク
		等)を確認できる資料を添付すること。
		※上記の内容を含んだ既存のパンフレット等がある場合
		は添付すること。
4	運営実績書	・令和2年度から令和6年度末までにおける同種業務の
	(様式4)	受託実績を記入すること。
		・実績を確認できる契約書の写し(該当箇所)を添付す
		ること。
5	小田原市暴力	
	団排除条例に	・小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「給食業
	係る誓約書	務委託」に登録されている場合は提出不要
	(様式5)	
6	役員等名簿	・小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「給食業
	(様式6)	務委託」に登録されている場合は提出不要
7	納税証明書	・納期限が到来した国税及び地方税等を納付しているこ
		とが確認できるもの(直近1年分)
8	印鑑証明書	
		<i>σ</i>
9	履歴事項全部	・参加申込書の提出の日の前3箇月以内に発行されたも
	証明書	の(写しでも可)とすること。

(2) 様式等の配布方法

小田原市立病院ホームページからダウンロードし、使用すること。

(3) 提出期限

令和7年10月20日(月)午後5時(時間厳守、郵送の場合必着)

(4) 提出先

2(5)記載の担当事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)を受付時間とする。

(6) 留意事項

ア 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、無効とする。

イ 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は原則として認めない。ただし、提出された書類に不備があった場合は、口頭、文書の郵送、電話又は E-Mail により提出期限を指定し補正を求めることとし、指定された提出期限までに補正されたものが到着しなかった場合は無効とする。

- ウ 記載方法等を厳守すること。
- エ 持参する場合は、事前に来院予定日時を提出先に連絡すること。 ※都合により日時の変更を依頼する場合がある。
- オ 参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式8)を使用し、代表者印を押印したものを事務局に持参すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

7 質疑書

(1) 質疑書の提出

質疑がある場合は、「質疑書」(様式7)に内容を簡潔に記載し提出すること。 ※原則として口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年10月15日(水)午後5時(時間厳守、郵送の場合は必着)

(3) 提出先

2(5)記載の担当事務局

(4) 提出方法

質疑書は、E-mail 又は郵送若しくは持参で1部を提出する。提出期限までに提出先に到着したもののみ回答する。持参以外の方法で提出した質疑書については、 当院が受け取ったことを確認するため電話で連絡すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)を受付時間とする。

(5) 回答方法

小田原市立病院ホームページに掲載することをもって回答とする。個別回答はしない。回答内容は、実施要領の追加事項又は修正事項とみなす。

8 参加資格の有無

資格審査により参加資格の有無を決定する。合否については、参加申込書に記載された連絡担当者のメールアドレスあてに E-mail で別途通知する。

9 参考資料の配付

参加資格を有した事業者に次のデータを E-mail で送付する。

(1) 対象施設図面

10 企画提案書等の提出に係る手続きについて

(1) 提出書類

参加資格を有した者は、次の書類を正本1部、副本7部を提出すること。

審査は事業者名を伏して行うため、正本には事業者名を記載し、副本には事業者 名を記載しないこと。

番号	書類	備考
1	企画提案提出書_	・正本のみ代表者印を押印すること。
	表紙	
	(様式9)	
2	企画提案書	・内容説明書に掲げる各項目を満たすこと。
	(任意様式)	・審査基準表の各項目に従い簡潔かつ明瞭に記載

		すること。
		A4版カラー印刷とすること。
		・文字サイズは11ポイント以上とする(図表等
		はこの限りでない。)。
		各ページにページ番号を記入すること。
3	業務責任者等調	・配置される業務責任者及び副責任者の資格・実
	書	績等を記入すること。
	(様式10)	
4	提案見積書	・令和8年度から令和11年度途中までの3年6
	(様式11)	箇月間分の見積合計額を記載し、その算出根拠
		となる積算内訳を添付すること。なお、現時点
		では新病院の開院日が未定のため、開院準備期
		間を令和8年4月1日から同年4月30日まで、
		開院後期間を同年5月1日から令和11年9月
		30日までと仮定し、積算すること。
		・見積額は、「3 事業費上限額」を超えないこ
		と。
5	材料単価参考見	・給食の種別ごとに1食あたりの材料単価につい
	積書	て、提案内容に応じた見積額を記入すること。
	(様式12)	

(2) 提出先

2(5)記載の担当事務局

(3) 提出期間

令和7年10月27日(月)午後5時まで(時間厳守、郵送の場合は必着)

(4) 提出方法

持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで(ただ し、正午から午後1時までを除く。)とする。

(5) 留意事項

ア 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、無効とする。

- イ 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は原則として認めない。ただし、提出された書類に不備があった場合は、口頭、文書の郵送、電話又は E-Mail により提出期限を指定し補正を求めることとし、指定された提出期限までに補正されたものが到着しなかった場合は無効とする。
- ウ 記載方法等を厳守すること。
- エ 持参する場合は、事前に来院予定日時を提出先に連絡すること。 ※都合により日時の変更を依頼する場合がある。
- オ 参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式8)を使用し、代表者印を押印したものを事務局に持参すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効とする。
- キ 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1案とする。

11 審査

(1) 審査機関

小田原市立病院新病院患者給食調理業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)

(2) 審查形式

企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーションを実施する。ただし、参加事業者が多数の場合は、プレゼンテーションを実施する事業者を4者程度に限定することがある。

(3) 実施予定日

令和7年10月31日(金)予定 ※状況等により、実施日が変更(後日)になる場合がある。

(4) 審査会場

小田原市立病院(小田原市久野 46 番地)

(5) 実施手順

ア 非公開、対面による実施とする。

イ 参加事業者に対し、改めてプレゼンテーションのスケジュールを通知する。

ウ プレゼンテーションに参加する者は3名以内とし、当該参加者のうち本業務の 統括責任者がプレゼンテーションを行うこと。

- エ プレゼンテーションに要する時間は、1参加事業者あたり30分以内とし、次 のとおり配分する。
 - (7) 提案説明 20分程度
 - (4) 質疑応答 10分程度

オ その他

- (ア) スクリーンは当院が準備する。
- (4) プロジェクタは、審査会場に設置してあるものを使用することとし、別に用意することも可能とする。また、その他必要な機材等は、参加事業者が用意する。
- (ウ) 当日のプレゼンテーションは、提出した企画提案書等に沿って行うものと し、追加資料の配布は認めない。

12 審査方法

- (1) 審査基準に基づき、提案内容を審査し、参加事業者ごとに、審査委員会の委員がそれぞれ220点満点で採点を行う。
- (2) 価格点は、見積金額により算出する。
- (3) 委員全員の得点を集計した総合評価点を算出し、最高得点者を第1位の候補者 (優先交渉権者) として決定し、次に得点の高かった者を第2位の候補者(次点交 渉権者)として決定する。ただし、最高得点者又は次に得点の高かった者が複数の 場合は、審査委員会の総合的な審査により選定する。
- (4) 応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い 選定の可否を決定する。
- (5) 採点結果が次のいずれかに該当する者は、不適格とする。
 - ア 個人基準点 (価格点を除く。210点×65%=136.5点) に達しない評 価の審査委員が2名以上いる場合
 - イ 評価点数の合計が合計基準点 (価格点を除く。210点×65%×審査委員5 人=682.5点) に達しない場合
- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会が協議の上、決定する。

13 審査基準

審査基準表は、下表のとおりとする。

※配点は委員1人あたりの点数

区分	審査項目	審査の視点	配点
企業の状況	経営状況	経営状況の安定性	10
(40 点)		企業の登録状況	10
	業務遂行能力	有資格者保有状況	10
		医療施設受託実績、新病院立ち上げ経験	10
提案内容		本事業への取組方針	10
(160 点)		業務責任者の資格・資質・経歴、統括能	
	業務実施体制	力等	10
		人員配置計画の妥当性、人員確保への取	10
		組	
		準備段階から給食提供開始までのスケジ	
	業務計画、業務構	ュールの提案	0.0
	築	新病院における業務実施手法等の構築に	20
		対する提案	
	材料調達	品質・安全性の確保、調達方法	10
	安全衛生管理	衛生管理方法、異物混入防止策	10
		患者満足度向上のための方策、実現性	
	患者満足度向上	産科食の提案 (メニュー、価格等)	20
		産科祝膳の提案 (メニュー、価格等)	
	欠員時のバックア	欠員に対するバックアップ体制やサポー	
	ップ体制	ト体制	20
	業務従事者への教	教育、訓練の手法、実現性	20
	育、訓練		
	災害時、緊急時の	災害時等の対応、食中毒防止への取組と	10
	対応	発生時の対応	10
	病院職員との連	 病院職員との連携、方法	10
	携、協力体制	/ripunMRC V/世界、/J1A	10
	 業務の継続性、見	新たな厨房における業務に対するマニュ	
	直し	アル等作成及び見直しに関する取り組み	20
	<u></u>	方の提案	

	その他	当院にとって効果的な提案の有無	20
地域貢献·	地域貢献	地域貢献に関する提案・取組	5
社会貢献 (10 点)	SDG s	SDGs (持続可能な開発目標) に関する取組	5
価格点 (10 点)		10 点×{事業費上限額-参考見積額(税 込)×10}÷事業費上限額 ※小数点 以下四捨五入	10
評価点数合計			220

14 審査に関する留意点

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が事業費上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

15 審査結果

(1) 通知方法

審査結果は、参加事業者全員に E-mail による通知を行うとともに、小田原市立病院ホームページ上で優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。

(2) 通知時期

令和7年11月5日(水)予定

(3) 審査結果に関する質問

参加事業者からの審査結果に関する質問等については、一切受け付けないもとする。

16 詳細協議及び契約の締結

(1) 優先交渉権者を随意契約の相手方として、小田原市立病院と仕様書の調整その他

契約内容に関する詳細協議を行い、協議が整ったときは契約を締結する。

- (2) 優先交渉権者が次のいずれかに該当した場合、次点交渉権者を随意契約の相手方として、小田原市立病院と仕様書の調整その他契約内容に関する詳細協議を行い、協議が整ったときは契約を締結する。
 - ア 「5 参加資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
 - イ 契約の交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が辞退したとき。
 - ウ 参加書類、企画提案書等に虚為の記載を行ったことが判明したとき。
 - エ その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。
- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者がともに、前項のアからエまでのいずれかに該当した場合は、契約を締結しない。
- (4) 契約に際しては、協議により決定した業務内容に対する見積書及び積算内訳を企画提案時の参考見積額及び積算内訳を踏まえて提出すること。
- (5) 契約保証金は、小田原市契約規則による。

17 その他

- (1) 参加事業者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション等への参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 参加申込書等、企画提案書等その他全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に参加事業者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)の規定に基づき公開する場合がある。
- (6) 小田原市立病院が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用できない。 また、参加事業者は、参加に当たって知り得た情報を当院の許可なく第三者に漏ら してはならない。
- (7) 提出した書類の変更及び再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等の明らかな誤りと当院との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りでない。

(8) 上記に定めるもののほか、本プロポーザル及び契約については、実施要領、地方公営企業法地方自治法、地方自治法施行令その他関係法令の定めるところによる。